

小値賀町議会定例9月会議（1日目）

1、出席議員 7名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 1名

6	番	横	山	弘	藏
---	---	---	---	---	---

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した

者は、次のとおりである。

町	副	町	長	西	村	久	之
		教	育	前	田	達	也
中	村	慶	幸				
		会	計	橋	本		満
		総	務	博	多	屋	雄
		住	民	北		村	一
		福	祉	谷	元	芳	仁
		産	業	西	浩		久
		農	業	山	田	俊	康
		建	設	升	水	浜	宏
		診	療	永	田	敬	生
		教	育	牧	尾		三
			次				豊
			長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明
議	会	事	務	局	書	岩	城	堯	志

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会定例 9 月会議

令和 5 年 9 月 1 1 日（月曜日） 午前 1 0 時 0 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 今田光弘議員 ・ 小辻隆治郎議員 ）
- 第 2 行 政 報 告
- 第 3 報 告 第 5 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 報 告 第 6 号 小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件
- 第 5 報 告 第 7 号 一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第 6 報 告 第 8 号 令和 4 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計継続費精算報告書について
- 第 7 議案第 5 8 号 小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 8 議案第 5 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定について
- 第 9 一 般 質 問

午前 10 時 00 分 開 議

議長（宮崎良保） ただいまから、令和 5 年小値賀町議会定例 9 月会議を開きます。

皆様にお知らせをいたします。本定例 9 月会議の会議期間は本日から 9 月 21 日までとなっておりますので、皆様方には円滑な議会運営によりしくご協力をくださいますようお願い申し上げます。

それでは本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承願います。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番・今田光弘議員、5 番・小辻隆二郎議員を指名します。

日程第 2、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（西村久之） 皆さんおはようございます。

令和 5 年小値賀町議会定例 9 月会議の開催に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告を申し上げます。なお、行政報告の詳細につきましては、お手元に事前にお配りしておりますので、ご覧ください。

さて、今年の夏は猛暑で、お盆を過ぎましても厳しい残暑が続きましたが、暦の上では、「処暑」を迎え、暑さもようやく峠を越す頃となってまいりました。台風は平年よりも発生数が多い傾向となっており、8 月 9 日から 10 日にかけて接近した台風 6 号では、本町の西沖を通過する強い台風であったため、大変心配をしておりましたが、数カ所の樹木の倒木があったものの、特に大きな被害はなく安堵したところでございます。今回は地域福祉センターに 25 世帯 31 名、和楽苑に 3 世帯 3 名の方が避難をされました。

新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行後、初めてのお盆を迎えたわけですが、久しぶりに故郷で過ごす人の帰省ラッシュの話題が全国各地で聞かれ、本町におきましても、たくさんの方々に来島いただき、以前の賑わいが戻ってまいりました。このような中、8 月 15 日には、商工青年部を中心とした関係者の皆様の並々ならぬご尽力の下、4 年ぶりの夏祭り大会が開催され、たくさんの方に会場いただき、イベントや花火を楽しんでいただけましたことに、改め

で感謝を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染状況ですが、診療所において陽性者と確認された方は6月に21名、7月に78名、8月に24名となっております。引き続き基本的な感染対策を講じながら、経済活動を行っていきけるよう、各種事業を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、これより各課ごとにご報告をいたします。

まず、総務課関係について申し上げます。

日本小型船舶検査機構による町営船「はまゆう」、「さいかい」の中間検査が6月27日に実施されました。北海道・知床半島沖で起こった観光船の事故を受けて、検査内容が厳しくなっておりましたが、今回の検査で不備などは確認されておりません。今後も関係法令を重視し、安全最優先の運航に努めてまいります。また小値賀空港では、7月3日、4日の2日間にかけて3年に1回の大阪航空局による定期検査が実施され、3年前と同様、不適切事項無しと報告をいただいております。

各小値賀会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により近年は開催が見送られていましたが、4年ぶりに長崎県小値賀会、関西小値賀会が開催されました。各会員の皆さまや本町からも多数の参加者が出席し、総会及び懇親会と盛会に終了いたしております。福岡での開催は未定ですが、関東では10月に開催が予定をされております。

新型コロナウイルス感染症に係る地域活性化策「いま！おちかでつかうけん」の第6弾につきましては、7月24日の週から配布を開始し、転出者や死亡等により配達ができない7世帯を残し、配布を完了いたしております。

7月18日には、第5次小値賀町総合計画審議会の第1回目を開催いたしました。委員16名のほか、町議会からはオブザーバー1名、一般傍聴者1名の参加をいただき、次期計画の人口目標や施策体系・方向性等について協議、検討をしていただきました。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づく総合教育会議を7月31日に開催し、教育委員の皆様と小中高一貫教育や離島留学、高校の魅力化、離島開発総合センターの建替え問題など、今後の教育行政の方向性等について意見交換を行いました。

次に、住民課関係について、申し上げます。

戸籍関係では、7月末現在のマイナンバーカードの交付件数は、2,038件、交付率は91.02%で、県内では最上位を維持しており、前年同時期と比較して444件の増加となっております。引き続き、窓口へ来ることが困難な方などに対する、きめ細かな対応を行ってまいります。

税務関係では、6月に町県民税、7月には国民健康保険税の当初課税ならびに、後期高齢者医療保険料の当初賦課を終えたことで、今年度の町税および保

除料の賦課を完了し、各納期の徴収業務にあたってまいります。また、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円の低所得世帯支援給付金を支給する旨の通知を、8月末に該当者に宛て発送いたしております。

保健関係では、7月上旬に春・夏接種として65歳以上の高齢者等を対象に、ワクチンの集団接種を実施いたしました。今後は、10月中に秋・冬接種として、18歳以上の住民を対象に、集団接種を実施できるよう準備を進めていく事といたしております。

次に、福祉事務所関係について、申し上げます。

子育て支援関係で、昨年度に引き続き低所得の子育て世帯に対して、児童一人当たり5万円を支給する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を7月5日から開始しており、8月末で23世帯43名の対象児童に対し支給を行いました。

社会福祉関係では、新型コロナウイルス感染症の影響で中止しておりました福田眼科無料検診が、7月31日に4年ぶりに実施され、住民71名が受診をいたしております。

高齢者福祉関係では、7月13日に町内の通いの場8グループが一堂に会して、フレイル合同体力測定を行い、通いの場での体操の成果などを確認するとともに、他のグループとの交流が図られました。

こども園関係では、6月14日に、3・4・5歳児の保育参観及び懇談会を実施しております。6月28日には、農協青年部による芋さしの体験がありました。子どもたちは、泥まみれも気にせず秋の収穫を楽しみに頑張っていたようでございます。7月7日から8日にかけて、年長児によるお泊り保育を行い、自分で作ったランプシェードの点灯、夕ご飯のお手伝い、花火、スイカ割りなど、夏の思い出が出来たと思っております。また、6月に入り漏水により床が膨張し、安全な保育が困難な状況になりましたので、8月21日より一時的に若者交流センターに保育の場所を移転し、床下漏水の原因箇所と床及び老朽化調査における問題箇所の改修に早急に着手するため、本議会に関連予算を計上いたしております。

次に、産業振興課関係について、申し上げます。

農林関係で、6月から8月に開催されました牛市の結果ですが、本町子牛の平均価格は、6月が約51万円、7月が約50万円、8月が約48万円となっており、前年同月と比較しますと、6月は約10万円、7月は約11万円、8月は約14万円の価格減少となっており、毎月価格の下落が続いている状況でございます。

園芸品目につきましては、7月から8月にかけて出荷されている主要品目の

アスパラガスやゴーヤ、メロンにつきましては、天候にも恵まれ、出荷量、販売単価ともに、例年並みとなっております。水稻につきましては、例年に増して高温が続いたことによる高温障害、カメムシによる穂枯れ、更には台風6号による早刈り等の影響もあり、例年より収量が減少しております。そのような状況から8月22日に実施された1回目の検査では、1,822袋全量が2等米となっており、品質にも影響が出ているようでございます。

松くい虫防除事業につきましては、マツノマダラカミキリの発生時期が長くなっていることを考慮し、通常の薬剤散布に加え、7月11日から13日にかけて姫の松原及び海岸線の防風林を中心に、追加の薬剤散布(30ha)を実施いたしました。今回の追加散布につきましても、昨年度同様に担い手公社が導入したドローンを活用して実施し、動力噴霧器では届かない高所部への薬剤散布が可能となったことで高い防除効果が期待されます。その効果もあり当年枯れによる被害木につきましては、昨年度より落ち着きを取り戻しており、通常であれば8月中旬から徐々に松枯れが見え始めるところですが、今年は現時点であり見られない状況となっております。

水産関係では、ブランドであるイサキの水揚げは、小値賀本所分が4月から7月末迄で118.0tと、前年比139.0%の水揚げ量となりました。これは、4月から6月までの水揚げが好調だったことによるもので、この3ヶ月間だけをみると、前年比171.4%の水揚げ量となり、記録的な大漁となりましたが、7月については、前年比53.3%と落ち込んでおり、今後回復することを期待しております。

漁協自営定置事業につきましては、6月に開催された漁協の通常総会において、これまでの斑漁場から新たに浜崎鼻漁場に設置することが決議されており、また網型につきましては、底層定置との二階建て等も視野に入れながら漁協理事会及び県当局等と協議を重ねた結果、大型表層定置での再操業をすることが総会で決議されました。早期に事業再開が出来るよう、引き続き県当局等と連携し支援してまいります。

燃油高騰対策につきましては、長引く燃油価格高騰への対策として1ℓ当り10円を上乗せし1020円の支援を実施しておりますが、A重油単価が今も徐々に高騰し9月の販売単価が128.4円となっており、さらに漁業経営を圧迫している状況となっております。

商工関係では、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した「雇用機会拡充事業」の令和6年度の取り組み希望者を募集するため、本日、9月11日に説明会を開催する予定をしております。町内の雇用増のための創業や事業拡大への支援を引き続き進めてまいります。

観光関係では、コロナの影響も落ち着き、団体客・個人客ともに徐々に増加

し回復傾向にあり、団体客につきましては、8月末に4年ぶりとなる修学旅行の受け入れを行っております。県事業ではありますが、国境離島交付金を活用した「わくわく乗船券」や「行っ得クーポン券」は4月から販売開始され順調な売れ行きとなっており、一部の航路では売り切れの状態となっている状況でございます。

次に、建設課関係について申し上げます。定例6月会議以降、各課から業務依頼を含め、工事9件、委託業務16件の発注を行っております。主な工事としては、生活環境班における「し尿処理場ブロワ整備工事及び臭気ファン更新工事」や「水道施設水位計更新工事」などの修繕工事が主なものでございます。また、業務委託につきましても、生活環境班の「大島地区漁業集落排水施設機能保全実施設計業務委託」及び「ストックマネジメント計画2期目の作成業務委託」を発注しており、今後の下水道事業の維持管理計画について策定してまいります。

建設管理班では「空家等実態調査業務委託」を発注いたしました。空家の実態を調査し、現状を把握するとともに、今後の空家対策に活用してまいります。環境関係では、西目最終処分場に山積みされた家屋廃材の島外搬出業務を発注し、年内での島外搬出業務の完了を目指しております。悪天候により1週間延期し7月16日に実施いたしました「町内一斉海岸清掃」におきましては、町民850名のご参加をいただき、各地区の海岸や海水浴場、漁港周辺の清掃を行いました。町民皆様の多数のご参加をいただき、心から感謝をいたしております。今後とも町内の環境美化にご理解とご協力をお願い致します。

次に、教育委員会関係について、申し上げます。

教育委員会では、昨年度から定例教育委員会の傍聴を広く町民に呼びかけていますが、本年度は公開可能な会議についても回覧版やホームページ等で傍聴を呼びかけ、小値賀町の教育の現状を知っていただく機会を増やす取組を継続して行っております。また、地域住民の方とともに「官民協働」の教育行政を進めるため、教育委員会所管事業についてアイデア募集を行い、5名の方から13件の提案をいただいております。いただいたアイデアにつきましては、教育委員会や提案者等との協議を経て、次年度以降の事業反映に努めたいと思っております。ご提案いただきました皆様、誠にありがとうございました。

学校教育関係では、6月15日に小中高合同海岸清掃を実施しております。気温が高くなる時期ということを踏まえ、例年よりも1週間早めの取組みとし、無事に実施できております。6月19日から30日の2週間にかけて、公開授業ウィークスを行いました。コロナ禍後、初めて一般の方々にも開放して実施し、延べ219名の方に子ども達の学びの姿を見ていただくことができました。参加された地域の方々からも元気な子ども達の姿を見て良かったとの声を多くい

ただいております。7月28日には、初めての試みとして「小さな気づき勉強会」を開催しました。こども達の小さな変化に、大人たちが気づくことができる「観察力」を学ぶ勉強会で、保護者や関係職員など21名が参加をいたしております。今年度中にもう一度開催の予定で、次年度以降も継続して開催していく予定といたしております。

社会教育関係では、公民館事業で6月22日に「第1回子育て講演会」を実施しました。社会教育の面から子育てを応援するため、今年度から取り組んだ事業で、第1回の講師には、長崎県の家庭教育の重鎮である「浦川末子」先生にお越しいただき、子どもの育て方について熱くお話いただきました。当日は52名の方が参加され、熱い講演に聞き入っていたようでございます。また実施してほしいという声もいただいております。これからも沢山の方に参加していただけるよう、事業を継続してまいります。7月15日には、小値賀少年少女合唱団と長崎少年少女合唱団との交流会、7月22日、23日には、野崎島での青少年教育キャンプ、8月1日～3日には「しまのリーダーチャレンジ事業」など、子ども達の豊かな学びや成長に繋がる取組を実施いたしました。

図書館事業では、7月5日に第1回子ども読書活動推進計画策定委員会を開催いたしました。子ども達のより良い読書活動を推進するため、今年度中の計画策定を目指します。また、8月の図書館開館期間中において、浦幸一郎氏と浦いせ子氏の協力のもと、第3回となる折り紙作品展を開催いたしました。期間中には、折り紙教室や読書感想文の書き方教室などのイベントも同時開催され、子ども達を中心に、たくさんの方々に参加していただきました。今後も様々なイベントをとおして図書館に足を運んでもらいながら、読書や文化に親しむ機会を作ってまいります。

文化財・世界遺産関係につきましては、本年が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」世界文化遺産登録5周年の節目にあたることから、6月に登録記念イベントを実施いたしました。イベントは24、25日の2日間に渡り開催し、初日は探検家の高橋大輔さんと、小値賀町が認定した世界遺産マイスターの皆さんによる、野崎島世界遺産スペシャルガイドツアーが行われました。翌日には文化庁の鈴木文化財調査官による基調講演と、町外からの先生方や町民パネラーにもご登壇いただき、パネルディスカッションを開催いたしました。また、前年度に引き続き、郷土学習を学ぶ講座「小値賀地域史研究講座」を本年度も開講しており、7月13日の第1回講座を皮切りに、計9回の講座を予定しております。

社会体育事業につきましては、8月27日に第57回北松浦郡郡民体育大会が開催され、小値賀町では軟式野球競技が、佐々町ではソフトテニス競技が開催されました。結果は、軟式野球部が優勝し県大会出場、ソフトテニス部も団体

戦は敗退したものの、個人戦では3名が県大会出場を決めております。今後一層の奮起を期待しているところでございます。

例年9月に実施しております町民体育レクリエーション大会ですが、8月21日に行った検討会議でのご意見を踏まえ、大変残念ですが今年度の開催を見送る事といたしております。他町の取組も参考にしつつ、実施日程やプログラム内容を改めて見直しさせていただき、町民の皆様には積極的に参加していただけるような大会を企画してまいります。

最後に、診療所関係について申し上げます。

新診療所での診療がスタートし、9カ月を迎えておりますが、大きな問題もなく、診療業務が行われております。8月3日に、コロナ感染症が5類へ移行されてから始めてとなる、新型コロナウイルス対策に伴う、海上搬送を想定した移送訓練を佐世保市西消防署及び地元海上タクシー事業者と連携して行い、新診療所での搬送の際における注意すべき点などを確認いたしました。引き続き、地域の医療機関として、町民皆様が安心して医療提供を受けられるよう努めてまいります。

本議会には、予算案を含め、議案10件、報告4件をご提案しております。

慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、提案の理由につきましては、その都度、説明いたしますが、詳細につきましては、担当から補足説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上、前定例会以降、本定例会までの町政の重要事項について報告し、行政報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで、行政報告を終わります。

日程第3、報告第5号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町長

町長（西村久之） 報告第5号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び、同法第22条第1項の規定では、令和4年度の決算について、健全化の判断となる指標として、「健全化判断比率」「資金不足比率」を記載した書類を監査委員の審査に附し、その意見書を附して議会に報告し、公表しなければならないこととなっております。令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定した結果、「実質赤字比率」及び、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」並びに「資金不足比率」については該当いたしません。実質公債費比率につきましては、8.5%で、前年度8.1%と比較すると、0.4%上がっております。これは、平成

30 年度借入の過疎対策事業債ソフト分の償還開始と令和元年度借入の学校空調設備整備事業等の償還が開始となったことにより、借入金の償還額が増加したことが要因でございます。なお、今後の財政運営におきましても、監査委員ご指摘のとおり、適切な行財政運営を進め、財政の健全化に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ございませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第 5 号、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第 4、報告第 6 号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第 6 号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件について説明いたします。

小値賀交通株式会社は、平成 4 年に第三セクターとして設立され、同年 10 月 1 日から廃止代替バス事業者として、当時の西肥バスから事業を引き継ぎ、バス運行を開始し、開業から 30 年となります。

経営状況につきましては、分析書に記載のとおりでございますが、利用客数は 1 万 2,097 人で、前年度より 1,161 人、8.8%の減少となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと、社会福祉協議会が行っている「公共交通空白地有償運送事業」の利用によるものが要因と思われます。

収入面では、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対しまして、事業継続支援金等が交付されたことで、収益総額は、前年比 1.4%、20 万 8,594 円の増となっておりますが、依然として、敬老パスとバス運行補助金が主な収入となっております。

支出では、人件費及び修繕費の減が主なもので、人件費は、前年比 1.7%、17 万 7,170 円減となっており、全体では 0.2%、2 万 6,460 円の減となっております。

資本金は 2,000 万円で、そのうちの 85%、1,700 万円を町が出資しており、地方自治法第 221 条第 3 項の法人に該当いたしますので、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、小値賀交通より提出された令和 4 年度の事業計画書及び決

算報告書を添付して報告するものでございます。

以上で終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告の説明について質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） 8ページの下表ですが、資料ということで法人税等ということで、18万2,500円の金額とその内訳が出ています。その内、これは法人税の均等割りという金額になると思うんですが、県民税が5万2,500円、町民税が13万円ですが、今年度だと町民税の場合が13万円で県民税が5万円なんですが、令和4年に関しましては、県民税が5万2,500円だったということで間違いはございませんか。確認です。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

すいませんちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

今田議員

4番（今田光弘） 昨年この場でも、質問したんですが、全体では9万円余りの赤字ということで、厳しい状況はわかります。で、町からは928万円でしたっけ、補助金が入っているんですが、982万6,000円ということで町から補助金が入っていると。なおかつ、でも赤字であると厳しいんですが、赤字であるにも関わらず、毎年役員報酬が60万円支払われております。ま、仕方がない部分もあるのかもしれませんが、一般企業であれば当然赤字が出るのであれば、役員報酬は減らすということもあると思います。その辺について、たしか昨年伺ったんですが、今年のお考えというのはいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

答弁内容としましては昨年度と変わりはありませんけれども、町民の足というところを担っていただいている事業者でございまして、町民の足を確保していくというところで、この事業が成り立っていることになっております。そこで役員報酬等々のその話が出てくることは、もう当然のことだとは思いますが、こういうところを削って、事業が衰退していくというところは免れないなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を終わります。

日程第5、報告第7号、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。町長

町長（西村久之） 報告第7号、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件について説明をいたします。

一般財団法人小値賀町担い手公社は、地域の特性と資源を活かした産業の振興を図るため、次世代の担い手の育成及び、生産基盤の充実を推進し、産業の総合的な発展に寄与することを目的に、平成13年3月28日に、財団法人として設立、法律の改正に伴い、平成25年4月1日をもって一般財団法人へ移行し、公益事業と収益事業の2つの事業を行っております。役員は令和5年8月末現在、評議員6名、理事5名、監事2名で、職員は町からの派遣職員、委託職員、臨時職員を含め17名でございます。この報告に係る、令和4年度事業計画及び決算の内容につきましては、評議員会、理事会、監事会それぞれの承認を得て、経営状況報告書が提出されております。

事業の状況につきましては、分析書に記載しておりますが、税引き後の単年度収支は、約504万円の黒字決算となっております。公社の資本金は2,500万円で、80%の2,000万円を町が、残り20%の500万円をながさき西海農業協同組合が出資しており、地方自治法第221条第3項の法人に該当しますので、同法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人小値賀町担い手公社から提出された、令和4年度の事業実績及び決算に関する書類を添付して報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告の説明について質疑ございませんか。今田光弘議員

4番（今田光弘） 報告の内容を分析書というのがありまして、それを拝見いたしますと、1ページ、最初の事業の状況ということで、2段目に担い手確保育成事業ではということで、まあ研修生不在の状態で通年募集をかけているけれども応募がないということで書かれています。で、設立当初、やはり担い手の確保といいますか、新規就農者を何とか生み出そうということで、かなり大きな目的で担い手公社が作られて、私自身も3期生です。で、今の担い手公社の大きなハウスをつくる時に、毎日のように石ころを拾ったりとか、かなり苦労した記憶があるんですが、現在の時点で担い手公社の研修棟ですか、あそこの周りのハウス全て草ボーボーです。かなりひどい状態です。あのような状態

で、ホームページで通年募集をかけているけれども応募がないっていても、もしじゃあ応募があった場合、小値賀に来られてあれを見たら、おそらく農業をやるっていう気持ちにならないと思うんですよ。それについていかがお考えでしょう。町としてどのようにお考えでしょうか。例えば担い手公社に対して、もう少しハウスをきれいにしろとか、何か有意義に使えとか、そういうアドバイスというのはないのでしょうか、お伺いします。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

研修棟のハウスにつきましては、私どもも見てちょっとひどい状態だなということは認識をしております。それでですね、今現在あの小値賀町に研修に来ようかというお話が1件あっておりまして、これはまだ決まっておられませんけれども、その研修生が決まれば、当然その研修生の研修に使っていききたいというふうに考えております。研修生が決まらないという状況でありましても、当面は、草刈りは当然のことですけれども、ビニールの張替え等、側面のビニールを手動式に変えるなど、あまり経費をかけずに修繕をいたしまして、研修卒業生の方がいるんですけども、この方は今ゴーヤ等を栽培しておりますけれども、その方に今度はカボチャ等を、時期をずらした作物としてカボチャ等を栽培していただくのはどうかと。そのために使っていききたいというふうなことを今ちょっと考えているところでございます。この研修棟のハウスにつきましては、今後とも有効な活用をするように担い手公社とも引き続き協議をしていきたいと考えております。

議長（宮崎良保） いいですか。

ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を終わります。

日程第6、報告第8号、令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計継続費精算書報告書についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第8号、令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計継続費精算報告書について説明いたします。

令和2年度から令和4年度の3カ年にかけて行いました、診療所建設事業が

完了いたしましたので、継続費精算報告書を別紙のとおり調製し、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告の説明について質疑はございませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号、令和4年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計継続費精算報告書についてを終わります。

日程第7、議案第58号、小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第58号、小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更について説明をいたします。

皆様ご承知のとおり、過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定がありまして、市町村は議会の議決を経て、市町村計画を定めることができるようになっております。本町では、この過疎地域持続的発展計画に基づき、過疎対策事業債を有効に活用し、様々な事業を進めておりますが、今回同事業債の適用を受けるため計画の変更が必要となりましたので、特別措置法第8条第10項の準用規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当より説明させますので、ご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の…。

総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、議案に添付しております変更一覧表によりご説明いたします。変更部分は、赤字で記載しております。

1ページは、計画書12ページの、移住・定住地域間交流の促進、人材育成の移住・定住に、移住・定住を促進するための「定住促進住宅整備事業」を追加するものでございます。

2ページは、計画書14ページに、異常気象等による漁協関連施設被害に係る現況と問題点、その対策を追加するもので、3ページでは、計画書15ページに、その対策について追加するものでございます。

4ページは、計画書17ページのその対策に、「野崎島自然学塾村グラウンド

改修」を追加するものです。

5 ページは、計画書 19 ページの、産業の振興、漁港施設に「柳漁港改修事業」を追加し、6 ページは、計画書 20 ページの、産業の振興、経営近代化施設に「大型定置網整備事業」及び「定置船改修事業」を追加し、産業の振興、観光又はレクリエーションに、野崎島自然学塾村の「グラウンド改修」を追加するものです。

7 ページは、計画書 26 ページの、地域における情報化、電気通信施設等情報化のための施設その他の情報化のための施設に、二次離島ブロードバンド環境整備の「マイクロ無線ネットワーク整備事業」を追加するものです。

8 ページは、計画書 29 ページの、交通施設の整備、交通手段の確保の市町村道に「町道野崎本線外 1 線道路改修事業」を追加するもので、9 ページは、計画書 30 ページで、可燃ごみの島外搬出に係る現況と問題点とその対策、最終処分場に搬入される大量の家屋廃材の現況と問題点、その対策を変更するものです。

10 ページは、計画書 31 ページに、公衆便所の現況と問題点、その対策を追加し、11 ページから 13 ページは、計画書 32 ページの、生活環境の整備の水道施設、簡易水道に「簡易水道施設改修事業」を追加し、廃棄物処理施設、ごみ処理施設に「ストックヤード圧縮梱包機購入事業」を、し尿処理施設に「し尿処理場補修事業」「ブロワ整備事業」「臭気ファン整備事業」をそれぞれ追加し、その他の事業内容を「公衆便所整備事業」に変更するものでございます。

いずれも、令和 5 年度以降に過疎債事業として実施するために計画を変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石光助議員

1 番（立石光助） 2 ページと 3 ページ、水産業関連の項目なんですけれども、自然災害による被害による復旧を追加するということなんですけど、ちょっと気になったのですが、3 ページ 15 項の 7 番で、共同利用施設の老朽化、漁協経営基盤の低下の問題点に対して、漁協関連施設の復旧支援を追加するとあります。で、現況と問題点のところ、共同利用施設の老朽化と書いているのに対して、わざわざ漁協関連施設と書く理由が理解できなくて、その共同利用施設の復旧支援でいいのではないかなと素朴に思ったんですが、それについてお答えください。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

この漁協関連施設というのはですね、あの本年1月に被災しました、あの漁協の定置網のことを念頭に記載しているものです。

議長（宮崎良保） いいですか。 立石光助議員

1番（立石光助） それについては理解できるんですけども、今後例えば、漁協が、ではなくて個人の共同での団体みたいなものが出てきた時に、こういうふうに漁協っていうふうに、範囲を狭めてしまっていると、漁協がではなくて、個人同士で頑張って、共同で漁業をやっていこうっていうふうな人たちが出てきた時に、そういった人たちの、災害復旧支援とかそういったことは、対象にならないということになるのではないかなと思って、こういう質問をした次第なんですけど、漁協ではなくて共同でもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	10	時	47	分	—
—	再開	午前	10	時	48	分	—

議長（宮崎良保） 再開します。 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

議員おっしゃる個人同士の共同経営、共同作業、共同施設といいますか、そういうものも当然該当はいたしますが、今回の計画の変更はですね、その漁協の大型定置の被災によるものでありますもので、こういった書き方をしております。当然先にですね、そういった個人漁業者の共同施設の被災、被災等があった場合には、その折にまた計画を変更して追加で入れたいというふうに考えております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。 今田議員

4番（今田光弘） はい、あの計画書の17ページですが、野崎島の自然学塾村のグラウンド改修工事が書かれていますが、私の記憶では建物は小値賀町の建物ですが、グラウンド全体は長崎県の所有物だというちょっと認識があったんですが、確認します。お願いします。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） そうするとこのグラウンド改修ということで項目上げてますが、これは町が負担をするものということで解釈できるんですけど、本来は長

崎県がすべきものではないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、すいません、ちょっと前担当者としてお答えさせていただきます。これがですね、数年前の台風被害に遭ってグラウンドの現状復旧が長崎県の事業として行われました。その復旧後の状況が、現状復旧になっておらずですね、長崎県と協議をして、これから小値賀町としては観光を進めていくにあたって、今のグラウンド状態では現状復旧とは認められないというところを協議しておりました。そんな中で長崎県としてもですね、この現状復旧で精いっぱいという回答をいただきましたので、町の方がもう出すしかないのかなと思ってですね、そういう予算、過疎債の計画に計上させていただいたところですが、しかし長崎県の方としましても、町が求める程度の改修はしたいという回答が、この後に合っておりますので、まあそうなることを、期待をしております。けれども、期限等々もあろうかと思っておりますので、念のために過疎計画に上げさせていただいてるところでございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい、内容はわかりました。

で、実際に数年前から陥没というかですね、ああいう状況が始まっていて、結局のところ埋設されていたコルゲート管に多分穴が開いて、そこから水が流れて土がどんどん減ったということで、ただ今回の改修もあまり変わらない形での改修のような気がします。その時に、もし将来的にまた同じようなことがあったら、まあその時に県が面倒見てくれればいいんですが、こういう前例をつくってしまうとやっぱり町の負担というものも求められそうな気がして、やっぱりちょっと危惧してるところです。そういう意味では、その辺について将来的にも県に対してしっかり町としてのスタンスで求めていくということを、一応確認としてお答えをお願いします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） お答えいたします。

おっしゃるとおり、そのようなスタンスで臨みたいと考えます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

ありませんか。

よろしいですか。

総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） すいません、先ほど小値賀交通の経営状況の報告に関する件において保留しておりました件について、ご報告させていただきます。

県民税の5万2,500円ですけれども、間違いはございません。昨年度も一昨年も5万2,500円でございます。詳しく言いますと、超過課税分といってです

ね、今までは5万円だったんですけど、平成19年度からは均等割り額の超過課税として長崎森林環境税を導入して、この分が追加されているというところがございます。

議長（宮崎良保） いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号、小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第59号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

すいません、総合計画の変更ではなくて策定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第59号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明いたします。

辺地地域における公共的施設整備の場合に、その財源として財政上有利な辺地債を借りることが出来るわけですが、そのためには辺地総合整備計画を策定し、議会の承認をいただく必要がございます。計画期間は5年で、現計画が令和4年度までとなっており、令和5年度から新たに5年間の計画を策定するものです。整備計画の策定に当たりましては、各事業担当課が考えている辺地債対象の可能性のある事業については、できるだけ拾う形といたしております。

公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置法に関する法律第3条第4項による県との事前協議が終了いたしましたので、同法第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

ありませんか。辺地に係る策定です。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10 時 58 分 —
— 再開 午後 7 時 00 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

先ほど長崎新聞社の記者から写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

また、森岡議員から身体的な理由で、本会議中に水を飲みたいとの申し出がありましたので、これも許可します。

日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

2番・森岡正雄議員。

2番（森岡正雄） まず初めに、私事でございますが、咽頭炎でちょっと喉の調子が悪くてですね、大変声が聞きづらかろうと思います。また本町においてコロナウイルスが発生しているということもございましたので、一応これまでの経過をお話しますと、先週の金曜日の夜ぐらいから喉の痛みを感じるようになりました。それから今日に至るまで毎日検温をしておりますが、いずれも発熱という症状はございません。でまた一応念のため自宅において、コロナウイルスの検査をしておりますして陰性ということで、その旨議員の皆様にお伺いしたところ、そういうことであれば質問しても構わないんじゃないかということでございましたので、今このようにして質問台へと立たせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

さて私からは質問通告に従い、診療所の人工透析所導入について質問します。

まず初めに、人工透析とは大きく分けて2つございまして、血液透析と腹膜透析がございます。腹膜透析は月に1から2度の通院でいいんですけども、血液透析に関しましては、週に3日、2日に1度の通院が必要ということでございます。本日私が質問させていただくのは、こちらの血液透析についてでございます。現在本町には4名の人工透析患者がいらっしゃいますが、2日に1度、高速船なら往復3時間、フェリーなら往復約6時間半をかけ、佐世保に通院しなくてはならず、医療費交通費、宿泊費の補助はあるものの、心身の負担は相当なものです。それに加え、時化や台風による欠航で不測の滞在を強いられることがあり、非常に大きな思い、大変な思いをされています。また透析後の副作用として血圧の極端な変動による意識の喪失などがあり、今年2月には、佐世保鯨瀬ターミナルにおいて、突然意識喪失した透析患者が頭部を強打し、懸命の治療もむなしく亡くなるという大変痛ましい事故がありました。今は健康に暮らす町民も、いつ透析治療が必要になるかわからないのでありますし、現在の患者の救済は当然ながら、これからの患者救済のためにも、本町で透析治療を受けられるようにし、健常な町民とできるだけ近い生活をしていきたいと、いただきたいと考えております。

人工透析の医療機器は、メーカー希望価格は1,000万円と大変高額であるものの、複数の医療機器製造会社や医療機器販売代理店に伺うと、実勢価格は平均値でおよそ1台500万円でございます。仮に4名の患者を受け入れるとすると、透析装置が2台。加えて、RO装置と呼ばれる水をきれいにする機械。こちら実勢価格でおよそ250万円。加えて、透析装置から排出された酸性度の

高い水の中性にする浄化槽。こちらは実勢価格でおよそ 500 万円が必要となり、合計すると約 1,750 万円となりますが、国からの医療施設等設備整備補助金がありますので、本町のその負担はその 50%ほどとなります。当然ながら、本町の診療所に導入する場合は、一般競争入札となりますので、今示したのはあくまでも参考の数字であります。また、臨床工学技士、透析室看護師にかかる人件費は、現在本町の技師、看護師の給与水準では、それぞれおおよそ 500 万円ほどとなります。透析患者の 1 ヶ月、1 ヶ月にかかる治療費は約 40 万円。これは透析 1 回につき 3 万円、それが月に 13 から 14 回とであり、仮に 4 人の透析患者を受け入れれば、月の診療診察料は 160 万円、年間であれば約 2,000 万円となります。本町の令和 5 年度の予算では、透析患者の渡航費、滞在費の補助として 480 万円が計上されており、臨床工学技士、透析室看護師に係る人件費を差し引いても、あくまでも金銭的な面では、町長の決断次第では、実現は決して不可能ではないと感じます。仮に透析治療を月水金とすれば、それ以外の日は透析室看護師に外来に対応してもらうこともできますし、人工透析導入をきっかけに、常勤の医師や看護師を増やすことができれば、町長の掲げる行政運営の 5 本柱の 1 つである、医師、看護師の確保による医療体制の充実にも繋がるのではないのでしょうか。当然ながら、人材の確保は簡単にはいかないでしょうが、透析患者のために尽力、尽力していただけないのでしょうか。本町で人工透析ができるようになれば、本町の透析患者さんだけでなく、透析を受けているため、観光や帰省を諦めている人たちの願いもかなえることができますし、仮に夜間透析ができれば、就労意欲のある患者さんにお仕事に励んでいただけます。また隣の宇久町の透析患者も通えますし、時化で本町に泊まることになれば、わずかながらも、宿泊業や飲食業にお金が落ちます。こうしたことから、人工透析を導入する価値は十分にあると考え、以下の 4 点を質問します。

まず 1 番目に、診療所に人工透析を導入するとどのような問題があるのでしょうか。

2 番目に、医療機器の費用や人件費はどの程度かかるのでしょうか。

3 番目に人口透析導入による診療所の利益はどの程度の見込みがあるのでしょうか。

4 番目に、現在、滞在費は 4 分の 3 の補助、上限 6,000 円となっておりますが、ご承知のように、ホテル料金は年々増額の一途をたどっています。補助の増額の考えはありませんでしょうか。

以上、町長の答弁をお願いいたします。

再質問があれば、質問者席で行います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 森岡議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「診療所に人工透析を導入するとどうい問題があるか」についてでございますが、ソフト面とハード面の問題が考えられます。

ソフト面での問題といたしましては、「医療人材の確保」でございます。現在小値賀診療所は、常勤医師1名のほか看護師などを含め、医療スタッフ32名体制で運営を行っているところでございます。看護師をはじめとする専門職等の不足により、通年募集をしておりますが、いまだに確保できていない状況でございます。現在の小値賀診療所において、透析患者4名の透析を実施すると仮定、想定し、人工透析を実際に経験した医師にご意見をお聞きしましたところ、病床2床で行うものとして透析担当の看護師2名が透析時には必要となります。また透析を実施する上では、透析知識、技術の習得が必須となることから、透析管理が可能な看護師を育成する必要がある、最低でも4ヶ月、通常は6ヶ月の研修期間が必要とのことでございます。更に患者が急変した場合に対応できる体制を常に想定した医療体制を備えておく必要がある、医師や看護師等それぞれの負担が生じないように配慮した体制の構築を考えると、現在の人数よりも最低5名以上の看護師を増員する必要があると思われま。

次にハード面では、「透析設備の導入」です。設備を導入するには、「場所の確保」と「機器のメンテナンス体制の確保」が課題となります。透析設備は、「透析装置」「RO装置」「排水装置」これは浄化槽ですけどもの3施設が必要となり、あくまで概算額ですが、約2,000万円は必要であるのではないかと考えられます。「場所の確保」につきましては、仮に、現在の診療所施設内で装置を設置するとした場合、必要な面積等を考慮すると、1階病棟西側の「食堂兼休憩室」が考えられますが、その場合には「食堂兼休憩室」を別に確保する必要があります。「機器のメンテナンス体制の確保」につきましては、臨床工学技士が行うか、又は、専門の業者に委託を行うかの2つの方法があります。透析のある医療施設では、臨床工学技士が常勤しておりますが、小規模透析施設ではメーカー対応となります。本町がメーカー対応となる場合には、佐世保市の営業所が対応となると思われ、緊急時の対応が困難になります。いずれにいたしましても機器のメンテナンス体制を確保することは必要となります。

次に、2点目の「医療機器の費用や人件費はどの程度かかるか。」についてでございますが、まず、医療機器の費用についてですが、先ほど申し上げましたとおり、現在の診療所施設内で透析装置を設置すると仮定した場合「透析装置」、「RO装置」、「排水装置」が必要となり、概算額で約2,000万円、また設備を維持していくためのランニングコストが毎年必要となります。次に人件費についてですが、看護師を5名増員し、臨床工学技士1名を増員した場合に、現在の小値賀診療所の正看護師の中堅レベルの給与で想定し、臨床工学技士については、理学療法士と同等又はそれ以上といわれておりますので、その点を考慮

して試算いたしますと、年間として概算額で約 3,000 万円の人件費が必要となります。

続いて3点目の「導入による診療所の利益はどの程度の見込んでおるか。」ということですが、診療報酬額として、1人あたり1ヶ月約40万円として試算し、年間で約1,920万円の診療報酬収入が見込まれます。これは、あくまでも診療報酬収入であり、先ほど年間の人件費が約3,000万円は必要であると考えておりますので、診療所として利益を見込むことは困難と思われれます。

以上のようなことを総合的に考え、先ほどから申しましたような課題があり、現時点において、現時点において人工透析の導入については困難であると考えております。まずは現在の診療所での安全・安心な地域医療の提供を実現していくための常勤医師の2名体制の確立と、看護師をはじめとした医療スタッフの確保に努め、地域医療体制の充実に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

4点目の質問の「宿泊費の増額の考えはないか。」についてですが、定例6月議会の安心安全出産支援補助金支給条例でも議論がありましたところ、とおおり、人工透析患者通院費補助金支給条例についても、現状の宿泊料金に合わせ、増額を検討したいと思っておりますが、安心安全出産支援補助金などとの均衡の取れた額にする必要があるかと考えております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 森岡議員

2番（森岡正雄） はい。お答えがいろいろございましたので、まず最初に4番目の滞在費の補助ということに関していたしましては、上限額を検討することで大変嬉しく思いますし、患者の皆様も、ありがたく思ってくださいことであろうというふうに思いますので、これはぜひよろしく願いいたします。

先ほど私から申し上げた金額というのと、町長の答弁の方で言っていました金額との、特に人件費はさほど変わりがなかったように考えております。で、医療機器に関しましてですけれども、先ほどランニングコストのお話がありませんでした。設備費として2,000万円程度かかるということでございました。私の方で冒頭申し上げましたとおおり、いくつかの医療製造、医療機器製造会社、また販売をやっている会社さんなどに、いろいろとお伺いしてみたところ、何社かお伺いしましたので、私が言った金額というのはあくまでこの平均値をお話させていただきました。ただその営業さんがおっしゃるには、医療機器の価格というのは、よく半値8掛け2割引と言われてるそうでございます、そしたらかなり安くなるんじゃないかというふうなお話をしております。ただ

私も冒頭申し上げたとおり、本町の場合は競争入札がありますので、必ずしもその金額ではない。それは私も承知した上で、あえてちょっと高めの金額で見積もりを上げております。で、ランニングコストに関してですけれども、一応私の調べですと、透析装置、これが複数社確認をいたしまして、中央値が30万円ということでした。1台につき60万円、RO装置が1台につき65万円、浄化槽が40万円ということで、年間のランニングコストおおよそ165万円、ただこの中に電気代等は含まれておりません。そしてまた町長もおっしゃっていましたが、そのメンテナンスがメーカー対応となった場合、おそらくそこに出張費用というものもかかってくると思いますので、おそらくはこの金額よりも上がっていくものであろうというふうに考えております。で、人件費におきましては、町長も臨床工学技士、透析室看護師ということで約年間3,000万円というふうなことでお話をされておりました。これに関しましては、もう人件費に関しましては、もうこれはもう私が口を出すところではございません、ただその透析室看護師が5人必要ということですのでございますけれども、例えば、少しでもその呼ぶ数を減らすという努力の上で、例えば仮にですが町外から透析室看護師長4人、そして残り1名を今現状その小値賀の診療所で働いていらっしゃる看護師さんに研修に行ってもらって、透析室看護師を増やすというふうなこともあろうかと思えます。また臨床工学技士に関しましては、メンテナンスをメーカー対応にすることによってこの臨床工学士は必要ございませんので、この分の人件費500万円というのはなくしてもいいのかなというふうに考えます。で、診療所の収入に関しましては、私も申し上げた金額と町長の答弁の金額もほとんど同じでした。患者1人当たり月額が約40万円。それが4人の患者がいて、1年間でおおよそ1,920万円おおよそ2,000万円というところですのでございます。こうしたところで考えますと、初年度導入したときは必ずね、どうしてもやはりイニシャルコスト言いまして医療器具を購入する金額というのは、やはりかなり高額になりますから、やはりここは大きな赤字を出すことは間違いなからうと思えます。しかしながら2年目以降になりましたら、例えば先ほど私がお話をした、年間のランニングコストを仮にですが165万円で計算した場合、例えば町外の看護師4人ということ、5人ということであれば、年間の収入が1,920万円に、人件費とランニングコストを引きますと、これがマイナス745万円ほど。そして仮にですが、町内の今の診療所の看護師さんから透析室看護師を1人育成をするということであれば、その金額がそこからさらに500万減ったマイナスの245万円。あくまで金額の面だけで見れば、導入には金額の面でいけば問題がないというふうに考えます。しかしながら町長もおっしゃるように、やはりその人材を確保する、これに関しましては、確かに私も、非常に難しいということは重々承知をしております。そこで、憲法

の第25条には、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」第2項に、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあります。冒頭申し上げましたように、本町の透析患者は2日に一度、高速船なら往復3時間、フェリーなら往復6時間半、治療に4～5時間をかけて佐世保に通っています。台風や時化で船が欠航すれば、何日も自宅へ帰っては来られません。私は思うのですが、果たしてこれで憲法の定める文化的な最低限度の生活を満たしていると言えるでしょうか。また第2項において、国は社会福祉、社会保障の向上増進に努めなければならないというのであるならば、もはや本件は、本町のやれる範囲というものを越えたものであり、国がやるべきことじゃないかというふうに考えます。

そこで伺います。本町の人工透析導入について、過去に国に陳情や相談をしたことはありますか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 私になってからは、人工透析のことで国に陳情や要望したことはございません。けどその前は、一般質問でもその人工透析を導入したらどうかという質問は前あの記憶にありますので、そういう質問を受けたことはありますけども、国の方に要望だったり、陳情をしたことはございません。

議長（宮崎良保） 診療所事務長

診療所事務長（永田敬三） 私の方からは、先ほどあのランニングコストについてのご質問がありましたので、答弁をさせていただきたいと思いますが、あくまであの近隣の上五島病院にちょっとお聞きしたところですが、うちが現在4名の人工透析の患者さんがいらっしゃいますので、あくまで仮にその方を透析するとした場合、2台の装置が必要になるのではないかと思いますので、聞いたところ1台当たり大体、年間ですけれども70万ほどかかっているということでした。ただこれにつきましては光熱水費等が入っていないということですので、その点については各市町であの料金の違いがあると思われるので、あくまで装置自体が約70万ほどかかっているということでした。

議長（宮崎良保） 森岡議員

2番（森岡正雄） すいませんちょっともうあの確認なんですが、70万というのは透析装置1台につき70万ということですか。

議長（宮崎良保） 診療所事務長

診療所事務長（永田敬三） はい、1台当たりとお聞きしております。

議長（宮崎良保） 森岡議員

2番（森岡正雄） はい、私が確認した金額とだいぶそこは開きがございます

て、私もいくつか確認をして、あくまで中央値というところを出しておりますので、高額なところであればですね、おそらく50万はしたとは思うんですけれども、1社が20万から40万ですね。もう1社が20万から40万ですね。はい。で、中央値で30万という計算でございましたけど、そこにちょっと開きがあったのは、おそらくメーカー対応とか、もしくはその技師を通した中での対応とかでも、差もあるのかちょっとそこに関してすいません、私もその差がどういうところにあるのかは、確認が取れないところであります。

いずれにせよですね、確かにそうしたランニングコストの多少の違いがあったとしても、あくまでその医療機器だけで見れば、やはりあの先ほども申しましたように、そんなにその金銭的に町の財政を圧迫するような負担にはならないというふうに考えております。ただ先ほど言いましたように、やはり人材の確保というのが厳しいところであろうかとは思うんですけれども、やはりそこはですね、私もここでこうして質問させていただいている以上は、町長や執行部の皆様だけに、あとよろしくというわけにはいきませんから。そこはお互いにやはり協力し合って、達成できるようにしていけたらなというふうに思っております。先ほど町長がおっしゃいました、現在の診療所の医師2名体制、常勤医師2名体制というのをまず目指すと、そして今の現状の診療所の医療の体制の安定を図るというふうにおっしゃってございましたけれども、それというのは、おおよそ何年後ぐらいめどにというふうにお考えなんでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 医師につきましては、一応自分の中では、今年度中には、1名の常勤医師を確保できるんじゃないかというふうに考えております。先ほどから森岡議員がおっしゃっているように、一番のネックは人材確保なんですね。医療機器につきましては、国庫補助金もありますけど、その裏に、辺地債を借りますので、医療機器を揃えるのは、負担はかかりませんが、後で償還するようになる形なので、導入するに至ってはそうそう負担はかからないと思いますけれども、その場所の確保でありますとか、またその場所を使うとそこにある場所のやつをまた違うところにこう作る、増築するようなことになろうかと思っておりますので、もし導入するとなればですね、2～3年はかかるのではないかと私は思っております。何がともあれその人材の確保ができないうちは、つくったわ人間がいなわでは、赤字、赤字になりますのでその分は、そういうふうなことでしっかりと人材の確保ができれば、それは導入してもいいのではないかと思います。最低でも準備的に、2～3年はかかるのではないかと考えております。

議長（宮崎良保） 森 岡 議 員

2番（森岡正雄） 2～3年はかかるということでもございました。私がおの、

気になっておりますのは、現在の透析の患者さんには、もう70代の方もいらっしゃいます。これから体力が衰えて自力では通えなくなる。ここが私は一番心配しているところです。通えなくなった時に、やはりもう移住するしかもう選択はない。こうなっていくますと、例えばお子さんがいるお孫さんがいるとなれば、家族総出ということになりかねませんし、人口の減少に繋がっていくという恐れというものを感じております。できればそうした今の最年長の方たちにあたる人たちが、まだ元気なうちに通えるうちに、できれば本町で透析が始められるようになることが、私は一番望ましいと思いますし、安心して年を取っていただけると非常に私大事だと思っていますし、そうした町になっていけばというふうに思っております。実は、私この人工透析の問題に関しましては、4月の統一地方選挙に立候補を決意した時から、この問題に関してはもう絶対にやらずにちゃいけないというふうな強い決意を持っておりました。実を申しますと、冒頭申し上げた2月に亡くなった透析患者さんというのは、私のお寺のお檀家さんでありました。当然ながらお檀家さんでありますから、葬儀、そしてその後の法事等も務めさせていただいわけでございますけれども、葬儀のときのご家族のご遺族の様子といいますと、あまりにも突然のことで、あっけにと取られている。悲しいというよりもただ呆然としていると、そのような印象を受けました。それから初七日、二七日、三七日と、ご法事を努めていくわけですが、最後の四十九日のご法事の時に、私はいつもお経を唱えたあとに、そこにお参りいただいた皆様にお説教をさせていただくんですが、読経を始めますとずっとその後ろでご家族の方が泣いていらっしゃったんですね。で、読経が終わって後ろを向いて、お説教をさせていただいたんですが、その間もずっとそのご家族の涙が止まることはありませんでした。やっぱりこの出来事が、私が本町において人工透析取り入れたいと思う一番大きな理由になったことは、間違いないことでもあります。私は、政治というのは、人の命を守る、これがいの一番にやるべきことであろうと考えています。国政であれば国民の、県政であれば県民の、町政であれば町民の命を何よりも守る。これが私たち政治に携わる人間に与えられた、一番真っ先にやらなくてははいけないことです。そうした中で、大変残念でありますがお亡くなりになった方がいらっしゃいました。私はここを政治が無視することはあってはならないと考えます。先ほども申し上げましたけども、私もここで言ってそれで終わりにしようなどとは考えておりません。時間はかかると思います。もちろん人材の確保も大変です。しかしながら、難しい難しい難しいと言ってばかりでは、先に進むことはないと考えます。もちろん簡単に考えることもよくないのかもしれませんが、時として、そうしたシンプル物事を考え、それに向かって突き進む。そのような決断も政治には求められているのであろうと考えます。ですので西村町長、私は

こう一緒にやっていきたいと考えています。もちろん私は議員になったばかりで、そんなにその人に自慢できるような人との繋がりありませんし、政治家としても未熟で、まだまだ勉強が足りない。これから学んでいかななくてはならないことがいっぱいあります。しかしながら、こうした人の命に関わる問題というのは、やはり私は看過ができない。ぜひ一緒に時間かかっても構いません。すぐにやれなんて私も言いませんし、それができないことは重々承知しております。ですので、一緒にやれたらと思います。いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい、私もそれは同意見でございます。先ほどから申し上げますように、人材の確保ができるかどうかという問題にかかってくるんですね。それから準備期間が約2～3年はかかると思いますけども、今年の来月の10月に離島振興協議会と過疎地域促進協議会というのがありまして、国政要望します。その中にその人工透析の分は入っておりません。ので、来年度の両方の要望書の中に、離島における医療体制ということで、人工透析の分も国政に要望してまいりたいというふうに考えておりますし、そのことで先ほど憲法のこともおっしゃいましたが、憲法の上では国がそういうふうな権利がありますので、国の方で人工透析にかかる費用面を、国が面倒見てくれるというふうなことに、いくらかでもなれば、それはそれで皆さんでよく考えながら、やっていきたいと思っておりますし、何がともあれその人材の確保ですね、皆さんと一緒にできればいいとは思っておりますけども、それができれば診療所の方ともお話をし、導入するかどうかの検討会を開いていきたいなというふうに思っておりますけども、もう一長一短にいきませんので、2～3年かけてやればなと思っておりますけど、導入すると約束は今ところできませんので、はい、ご了承ください。

議長（宮崎良保） 森岡議員

2番（森岡正雄） まあ今年は無理だということであっても、来年、国の方に要望を出していただけるということで、それだけでもですね、現在その人工透析と、を受けていらっしゃる患者様にとっては、希望の光となることであろうと思います。そうしたお話がいただけただけでも、私が今日こうして質問した意味はあったと思いますし、私も言いつばなしではなく、もっとさらに人工透析の問題に関しては知識を深めていってですね、共々にそうした透析患者の未来を明るくする。そのような町政にしていけたらなというふうに思っております。

私からは以上です。

議長（宮崎良保） これで、森岡正雄議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

(模擬公聴会を実施)

— 休憩 午後 7 時 33 分 —
— 再開 午後 7 時 35 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

7 番・江川春朝議員。

7 番（江川春朝） こんにちは。江川春朝です。前回の一般質問の時はトップバッターで緊張してたんですけど、今日は2番目ということで緊張しないのかと思ったら、森岡議員の素晴らしい一般質問でですね、トップバッターの時より緊張してしまっています。

それでは、まず初めに事前通告どおり、最終処分場およびごみ焼却炉について質問させていただきます。西目最終処分場の家屋廃材と焼却炉についてですが、この問題は、かねてより町民の方々の声が多く、関心の高さを感じてはいましたが、本町では焼却炉の新設を行わない方針であり、既に島外搬出を行い、行っている現在においても、その声が減ったとは思えません。そんな町民の方々に対して、私なりに少ない知識で、焼却炉の新設には35億円以上かかり、維持管理費を考えた結果、新上五島に燃えるごみ、佐世保市に産業廃棄物を出し続けた方が、コストが安いと説明しましたが、そのときの町民の方の意見を読み上げます。「金？金の問題か。焼却炉は金のかからんけん、かかるけん作るとか、それが理由か。焼却炉は金かけち作っちよかやろう。無駄なこつばかり金使っち、使うちよかところには使わんぢ、いらんこつばかりせんぢ、焼却炉ば作らんばたい。」です。私は答えました。「じゃあ俺がそのまんま議会と言うちやるよ。」ということで、今日、そのまんまここで言うことにしました。多分、その町民の方も、まさか本当にそのまま言うとは思ってはいなかったと思いますが、その方の声は、小値賀のことを真剣に考えた愛のある発言だと私は感じたので、そのまんまを選びました。話を戻しますが、ごみ処理の問題は、SDGs第12の目標であるごみを減らそう、ごみをなくそうに直結する課題でもありますので、決して軽々しく考えられるものではなく、未来にも繋がる重要な課題です。適切なごみ処理は、混ぜればごみ、分ければ資源が基本であり、ごみを減らすリデュース、繰り返し使うリユース、再資源化するリサイクルと大きくこの3つで成り立っています。そんな中、本町でも分別回収を実施していますが、先ほども言いましたが、燃えるごみは新上五島へ、山積みの家屋廃材は佐世保市へとなっており、町民の方々の多くはこの2つに対してが、やはり納得がいかないようです。そこで町長に質問します。西目最終処分場に山積みの家屋廃材の島外搬出にかかる費用6,000万円は、今後も毎年かかる予定でしょうか。そしてごみ焼却炉を新設しない理由と、新設した場合と島外搬

出のコストなど説明をお願いします。

再質問は、質問者席で行います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 江川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「西目最終処分場に山積みの家屋廃材の島外搬出 6,000 万円は、今後も毎年必要になるのか」ということですが、現在、西目最終処分場には、令和2年9月の台風9号、10号の被害により除去された家屋廃材、及びその後急増した空き家の除却による発生した家屋廃材約2,400m³が山積みされております。この家屋廃材を島外搬出、処分するために、今年度当初予算において6,000万円の事業費で承認をいただいているところでございます。8月下旬から島外搬出業務に着手をいたしております。今後の島外搬出の予算についてですが、今年度の予算で、現在最終処分場に仮置きしている全ての家屋廃材を処分するように計画をいたしております。江川議員もご存じのとおり、町内には多くの空き家があり、町内の建設業者に聞き取りを行ったところ、除去の依頼を受けた空き家のストックが約十数件あるとのことでしたので、今年度のような6,000万円の高額な費用は必要ではないと考えておりますが、今後も、継続して島外搬出に係る経費は必要であると考えております。

2点目の「ごみ焼却場の新設と島外搬出に係るコストの説明」についてですが、この問題につきましては、平成29年度から協議を重ねた上で、令和2年度に、ごみ処分に関する処理方法のコスト比較を行っております。現在の場所での新設、隣接地での新設、施設の延命化、新上五島町への処理委託のパターンでコスト比較を実施したところ、新上五島町への搬出期間である令和15年までの11年間のトータルコストで、同一場所での新設約28億7,000万円、隣接地での新築約28億円、施設の延命化で約20億7,000万円、新上五島町への処理委託が約5億2,000万円となり、また年間の維持管理費については、新設や延命化で年間約4,000万円、新上五島町への処理委託で年間約3,500万という結果となりました。以上の結果から、ごみ焼却場の新設にかかる費用は、年間の維持管理費を含めて、新上五島町への処理委託にかかる費用の5倍以上を要するため、可燃ごみの島外搬出に至ったものでございます。なお、実際に令和4年度で島外搬出した費用は、約2,800円となっております。

令和4年度から島外搬出が開始され、町民皆様にはご不便をお掛けしていることもあろうかと存じますが、ごみの減量化や分別の促進にもつながっておりますので、ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 江川 議 員

7番（江川春朝） その説明で、あの町民の方々が納得していただけるなら、私も嬉しいのですが。私は町長の今の説明で、基本的には十分だと思います。本年度の予算の中の焼却炉に関わると思われる、新上五島町内への運搬業務委託や搬出負担金、新上五島町の最終処分場新設整備負担金と、佐世保市への家屋廃材の搬出、全て合わせて約1億円です。町長の答弁にもあったように、本町での焼却炉新設には、令和15年までのランニングコストを含め、38億円かかるため、30数年間ごみ処理の広域連携を続けた方がお得だということは疑う余地はありません。今の現状ではベストだと思います。ただ、今後においてはまだまだ考える余地もなくはないと思います。山積みの家屋廃材にも負けるとも劣らない海ごみの島外搬出費用は、国の補助もあり一般財源からの支出は高額ではありませんが、先ほど述べた中には含まれてはいませんし、しかも海ごみの懸念すべき点は、毎年増える一方だということです。私も様々な角度からごみ処理方法や対策について調べてみたのですが、最近の焼却炉の技術の進歩はすごいということに気づくことにもなりました。例えば、海ごみはリサイクルができないため、そのほとんどは焼却炉での焼却処分になるのですが、そんな厄介者の海ごみを焼却し、ごみをディーゼル燃料に作り変えるという、にわかには信じられない「油化装置」というものもあります。もう1つ例を挙げると、生ごみやプラスチック、産業廃棄物や医療廃棄物まで、仕分けすることなく焼却でき、環境基準も大幅にクリアした「バーチカル炉」という夢のような焼却炉まであります。これは東日本大震災など、災害により出たごみの処理に使われた焼却炉です。ごみ処理の広域連携を早くより実施していたにもかかわらず、分別や搬出の手間とコストを考え、効率化による環境配慮を目的に、近年この「バーチカル炉」を導入した自治体もあります。お年寄りが主役の本町でも、昨年までは分別できたのに、今年はできなくなってしまったという方もいます。分別することが難しい方々にとっては、分別自体がストレスでもありますし、草木を燃やせなくなったとあって、指定ごみ袋いっぱい草を入れて燃えるごみに出す方もいます。このようなことを踏まえると、本町の燃えるごみは増えていくと思われれます。もちろん、分別が可能な方にはこれからも頑張ってもらいたいのですが、天秤にかけるのはお金の問題だけではなく、やはり人への優しさ、環境への優しさへの配慮も必要だと思います。そのように考えたとき、重機やトラック、フェリーを使い、島外への搬出を続けることは環境面においては、最新の焼却炉の方が勝るとも言えます。ごみ焼却炉の新設の費用は、国の補助をお願いしてもいいと思います。小値賀は地理的にも、海の、日本の海の玄関口です。要するに、海ごみの玄関口とも言えます。そもそもごみ処理の広域化も、離島がある、離島であるがゆえに、多額の費用が余分にかかっているわけです。ごみ処理問題、これこそ国境離島に暮らす地域住民の生活に直

接結びついた問題だと思います。国境離島新法と略して使うことが多いですが、正式には「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」という法律名です。この法律の名前を聞いても、焼却炉の新設可能性はゼロではないような気がします。そして最終処分場のあらゆる問題点も洗い出し、臭いものには蓋をするのではなく、ごみや環境問題に対しても、一切手を抜かず一生懸命考える姿勢そのものが、これからの時代は、島の魅力アップにも繋がると思います。これで1つ目の質問は終わります。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい、おっしゃることはよくわかっております。島外搬出にいろいろ意見をおっしゃってる方の意見を聞きますと、例えば布団でありますとか、大きいものを搬出できないので、そんなのをこう持っていけないので困っているというような話も聞きますし、イノシシを毎年 100 頭ぐらい獲っておりますけども、イノシシでありますとか、布団でありますとか、大型のそのごみにつきましては、処分する機械があるんですね。例えば大きさで言いますと、町長室ぐらいの箱物で運搬して来れるやつがあるそうなんです。それがダイオキシンとか何とかの測定も、県の基準に満たしているというような話も聞いておりますが、それはその方が来てからちょっともう3ヶ月になるんですけど、また返事がありませんけども、もう1回電話してみようかなと思っておりますし、国の基準に合うのかどうかということも確認しながら、そういうものがあれば購入したらどうかと私は思っております。けどまだあの議会にも話しておりませんし、今喋りましたけど、うちの中でも話しておりませんが、そういうふうな話が具体的に出てくれば、議会の方とも調整をさせていただいて、購入するかどうかにつきましては、検討してまいりたいというふうなことを今考えている状況でございます。島外排出につきましては、例えば小値賀のごみを、よその市町村で燃やしてもらおうと大変心苦しいことではありますが、国の方も、広域化を図ってくださいということで再三県を通じて言われておりますので、この広域化につきましては、平成29年度からずっと議会の中でも、協議をさせていただいた事項でございます。それで皆さん決定していただきましたので、中にはそりゃ住民の方が100%それがいいっていうことではないかもしれませんが議会の方でも承認をいただきましたので、その島外搬出につきましてはですね、それでご了承いただきたいと思っております。大きいごみにつきましては先ほど申しましたけども、そういうふうな機械があればですね、そういうふうなものを導入したらどうかと思っておりますが、まだ決定ではございませんので、皆様と協議をしながら、今後のごみ処理について協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

江川 議員

7番（江川春朝） 2つ目の質問に移ります。6月定例会における一般質問について伺います。

私の前回の一般質問では、まずジェンダーギャップ、男女間格差問題は、男女差別であり人権問題であること。本町は男尊女卑の風潮が根強いこと。役場の課長に昔から女性は1人もいないこと。議員も昔から女性は1人もいないこと。県内21の市や町の中で唯一男女共同参画計画を策定していないことなど、指摘させてもらいました。町長の答弁では、今後は、役場職員は男女、男女関係なく実力で登用する。男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会作りに向け推進していくとのことでした。町長の答弁どおりに執行部が動いていると思いますので、4ヶ月間の本町のジェンダーギャップ、男女間格差への取り組みをお聞かせください。

そして次に、多くの町民に予算が行き渡る政策である、小値賀～佐世保間のフェリー及び高速船の運賃低廉化事業ですが、島民割引の実施にあたり、九州商船には毎年多額の予算を投入しているにも関わらず、その割引されたはずの運賃が高いこと。帰省客や観光客にとっては、小値賀に来ることを躊躇するような運賃の額であること。県や国へ働きかけ、及び九州商船とも協議すべきであるなど質問したところ、町長の答弁は、起債がつくようであれば、町単独でも補助をすることもできる。国・県に働きかけていく。九州商船については話し合いをしているが、九州商船自体が赤字経営であるとの回答でしたが、後日、九州商船の直近5年間の決算を確認したところ、コロナが落ち着き始めた頃よりV字回復を見せ、昨年からは完全に黒字経営に転じていましたので、町長も何の遠慮もないと思います。ちなみにジェンダーギャップ問題と運賃低廉化については、前定例会後の総務文教委員会において、委員会としても今後追いかけていくテーマと位置づけられ、早速7月に小値賀町議会議員6名で、長崎にある九州商船の本社にて、社長含め役員の方々と協議を行い、言いたいことはしっかり伝えてきました。その点も踏まえ4ヶ月間の本町のフェリー及び高速船の運賃低廉化の取り組みについて、お聞かせください。

再質問は、質問者席にて行います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 江川議員のご質問にお答えをいたします。

6月定例会の一般質問を受けて、この4ヶ月間の町の取り組みについてのご質問ですが、1点目の「ジェンダーギャップへの取り組み」については、男女共同参画の調査において、地方自治法に基づく審議会委員等の令和5年4月1日現在の各種委員の女性登用割合は、本町は22.2%と前年度比より6.7%増加している状況ですが、6月定例会後におきましては、更に意欲的に女性の参画を求めており、町の各種委員について、女性委員の構成比率の嵩上を行ってま

いました。具体的に申しますと、直近の委員選任では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員につきましては、前回の女性委員の比率は 20% でしたが、今回は 14 名中 7 名の女性委員を選任し、女性委員の比率は 50% となっております。また、診療所運営協議会委員につきましては、前回の女性委員比率は 16.7% でしたが、今回は 6 名中 2 名の女性委員を選任し、女性委員の比率は 33.3% となっております。女性委員の構成比率の嵩上への取組を推進しているところでございます。今後も町の主導する委員会等においては、女性の参画を求めるとともに、女性が意見を発しやすい環境づくりにも配慮してまいります。その他のジェンダーギャップへの取り組みにつきましては、先月、女性活躍を推進するための取り組みの 1 つとして「イクボス研修」が西九州させば広域都市圏事業として実施され、私と総務課長、担当職員で参加し、これから求められるのは、心理的安全のある職場づくりであるなど、イクボスへの認識を深めたところでございます。さらに、先月、長崎県男女共同参画・女性活躍推進室と、男女共同参画計画策定のための協議を行い、県の考えや町の現状、スケジュール等を確認いたしております。今後ジェンダーに対する意識調査を実施し、町民意識の把握を行う予定でございます。

2 点目の、「フェリー、高速船の運賃低廉化への取り組み」につきましては、現在、コロナ禍からの経済の回復に伴う原油需要増や一部産油国の生産停滞などにより原油価格が高騰し、またロシアによるウクライナ侵攻などの地政学的な変化が、世界の原油価格や需要に大きな影響を与える可能性があり、先行きが不透明な状況にあるため、離島と本土を結ぶフェリー及び高速船について、燃油サーチャージに相当する部分の料金が下がることは考えにくい状況にあります。そうした中、本町の取り組みといたしましては、7 月 13 日に航空運賃低廉化の担当部局である内閣府総合海洋政策推進事務局に対し、航路運賃の現状を説明し支援のお願いを行いました。また 7 月 27 日に実施された、長崎県離島航路対策協議会、佐世保～上五島航路分科会において、当町分科会委員が、「航路運賃が高いため、交流人口の減に繋がっている」と訴えをいたしております。この分科会には、国の機関である九州運輸局長崎運輸支局長や長崎県地域振興部交通政策課参事、九州商船の常務取締役も出席されておりましたので、分科会に当たって事前に議会から承っていた意見・要望につきましては、当町の意見として発言させていただきました。更に 8 月 24 日には九州商船に対し、町民の運賃に対する意識の現状を伝えるとともに、燃油サーチャージを含めた料金の低廉化に向けた検討のお願いをいたしておりますが、民間企業の経営に関する部分であり、九州商船といたしましても身を切る経営努力をしている中で、料金設定が現状であるとの説明を受け、改善が厳しいと、難しいと実感をいたしております。しかしながら国境離島地域住民が安心して生活できるだけでは

なく、地域の活性化が期待された有人国境離島法の恩恵が感じられなくなっているのが現状であり、通院や観光にも大きな影響がございますので、引き続き、国、県に現状を訴えていき、措置を講じていただけるよう働きかけていきたいと思っております。この事につきましては、県の離島振興協議会、過疎地域協議会の国政への要望事項として要望書を作成しており、来月の10月に国土交通省へ要望活動を行うことにいたしております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 江川 議員

7番（江川春朝） ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、男女共同参画計画は、今作成中でしたっけ。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

作成に向けて検討協議を行っているところでございます。

議長（宮崎良保） 江川 議員

7番（江川春朝） まだ何もしてなかったですね、そしたら。ジェンダー問題は委員が増えただけですね。まだまだ本町は、ジェンダーギャップの問題を後回しにしているように感じます。男女間格差が人権問題であるということの認識が、まだまだ薄いと思えます。とはいえ、ジェンダーギャップは世界共通目標であるにも関わらず、私たち議員の中の認識もまだまだバラバラです。しかしこの問題は、無理やり押し付けて解決するものではありません。1人1人が自ら気づき、自らが受け入れる必要があります。時間のかかる課題です。だから、すぐ取りかかるべきなんです。私たち議員もまっすぐ向き合い、先頭に立ち、勉強し続けていく覚悟であります。

運賃低廉化における町長の答弁には、今回も少しだけ前向きな内容がありましたので、今後も期待したいと思えます。私は一般質問で取り上げ、一度取り上げるだけでそれで終わりではなく、始まりだと思っています。ですから質問に対する町長の答弁どおりに、その後動き出し形となるまでをしっかりと見していきたいと思えます。これで2つ目の質問を終わります。これに、町長答弁は必要ございません。

3つ目の質問は単刀直入にいきます。小値賀町役場の職員数について、町長に伺います。まず小値賀町役場は現在人手不足でしょうか。そして正職員と会計年度任用職員の合計人数は何人くらいが適正、適正だとお考えでしょうか。

再質問は質問席で行います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 江川議員のご質問にお答えをいたします。

全国的にも公務員の新規採用職員の確保が困難になってきている中、本町においては、更に深刻で、受験者の減少や内定後の辞退があっている状況でございます。そのような中、兼務の発令や会計年度任用職員の補充により対応をしておりますが、業務への職員の負担が大きくなっており、また採用後もさまざまな理由から、特に若年層の職員が退職する事例も多く、職員の定着化も難しい状況となっております。

1点目の「小値賀町役場は人手不足か」についてですが、本町の職員数は、定数条例では、全職員数が定数 105 名となっておりますが、令和 5 年 8 月 1 日現在で 84 名であり、定数から 21 名少ない状況でございます。20 年ほど前では、前まででは、100 名を超える職員数でございましたが、自立の道を選択した際、持続可能な行財政の運営のため、行財政改革の取組みとして、まずは自らの身を削るということで、特別職や議員報酬、各種委員の手当等の減額のほか、退職職員の不補充というかたちで職員の数を減らしてきたという経緯がございます。その当時は経験が豊富な職員も多く、役場の機構改革などで兼務を、失礼しました、業務を分散しながら行政サービスが滞らないよう取り組んでまいりましたが、ここ数年の経験豊富な職員の退職に加え、近年の I T 進化による専門的知識や人口減少問題、超高齢化問題や子育て支援、更にはコロナ問題と、以前からの業務に加え、様々な課題が出てきており、その状況に職員が対応できていないのが現状でございます。そのため職員の業務を補う形で会計年度任用職員の任用を行っておりますが、令和 4 年における 1 年間の職員の休暇の取得は全体平均で 8 日となっており、県内平均 11.5 日に対し、最も少ない休暇日数となっております。また休暇取得日数 5 日未満の対象者も全体の 4 割となっており、業務の都合により休暇が取れない状況が続いております。以上のことから、人材不足であると考えております。

2点目の「正職員と会計年度任用職員の合計数は、どれくらいが適正だと考えているか」についてですが、令和 5 年 6 月 1 日時点の会計年度任用職員は 105 名で、正職員との合計数は 189 名でございます。会計年度任用職員の職種は、一般事務補助のほか、当町は一島一町のため生活に必要な施設を数多く抱えており、その維持管理のための職員や労務作業に従事する職員も多く、他の自治体と比べ、多くの会計年度任用職員を雇用する必要があるとございます。また正規職員に比べ短時間の勤務者も多く存在しており、本来職員 1 名で担当する業務を複数人で分散して受け持ってもらえるなどの対応をしておりますので、単純に人数だけで算定するのは難しく、職員 1 名と会計年度任用職員 1 名と同様の扱いとはなりません。

「適正な人員数」についてですが、まずは正職員の数を以前の 100 名までとは言いませんが、現在よりも 10 名程度確保したいと考えております。現在、兼

務となっている業務を解消して、職員が働きやすい体制づくりのための機構改革を進めてまいりたいと考えております。当然そうなりますと、会計年度任用職員の見直しを行うこととなりますが、先ほど申し上げましたとおり、職員1人と会計年度任用職員1名が同様というわけではございませんので、はっきりした人数については現段階で申し上げることが難しいので、ご了承いただきたいと思えます。自治体における職員数の確保は、行政サービスの提供に直結することがございますので、増加する行政需要に対応できるように、これからはしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 江川 議員

7番（江川春朝） 町長の言うとおおり、実際人手不足の箇所もあることは事実ですが、本当に人手が必要な業務と、そうは見えない業務があることも事実です。そして役場よりも、民間の人手不足はもっと深刻です。現に建設会社や老人ホームでは、国外の方の技能実習生に来ていただいております、ほかの業種においても新たに3名の方に来ていただく予定であり、人手不足の窮地をどうにか乗り越えようと、みんな必死に頑張っています。農業も漁業も商業も観光業も福祉施設もありとあらゆる職場で、当たり前のように人手不足です。町長の答弁にも含まれてましたが、民間ではありませんが、町の職員の中に入るんですけども、子どもは小値賀の宝ですと言いながら、こども園の保育士さんも足りていません。子どもは小値賀の宝ですと言いながら、人手不足の影響で、学校給食では週に1回は弁当、週に2回はパンの日です。そんな大変な学校給食を見かねた保護者からは、自分の仕事もあるけど、小値賀の子どもたちのためなら役に立てることがあればお手伝いしますといった声も早くから届けられており、実際先週の回覧板では、野菜を切るだけ、お米を研ぐだけでいいからと有償ボランティアの募集を目にしました。そもそも学校給食を始める前の検討段階から町民は、給食は栄養バランスもよく親の負担も減ると、メリットをよく理解した上で、それでもその上で、自分の子どものお弁当を作ることも大切だ。それが子どもへの愛情だ。という親が大勢いたにもかかわらず、小値賀町は、地産地消、食育、食の格差是正を唱え、強く推し進め、始めた事業です。子どもは小値賀の宝ですと、今後も小値賀町が発言するのであれば、反対意見も消えないままに、推し進めた事業であればこそ、しっかり責任を持ち、役場内の職員を学校給食にも合わせてでも対応するくらいの本当の身を削る努力も見せるべきではないでしょうか。役場の職員数の過去25年間の推移を調べたところ、平成21年が最も少なく76名でした。それから現在の14年間で7名増え、その間、本町の人口は770人減りました。いくら人口が減ったとしても、ひと

つの自治体として業務は減ることはないですので、職員数は減らせないことは100も承知です。しかし本町は、非正規の公務員である会計年度任用職員制度開始前から比べ、5年間の間に会計年度任用職員を68名増やし、現在105名、正職員と合わせて、全体で189名です。その中でも、庁舎内で働く正職員の補助的業務を主な仕事とする事務職員の人数が一番多く、その分正職員の仕事は軽減されているはずなのに、それでも人手不足という。そして、会計年度職員任用職員は民間に比べると条件がいいですから。小値賀中の働き手は、真っ先に役場の会計年度に入ることは当然のことです。財政に余裕があるほかの市や町のように、本町も非正規職員を増やし続けていますが、そもそもそのこと自体が、島全体の人手不足の引き金になり、拍車がかかる原因の一つになっていることは事実です。このままのやり方が続けば、民間は潰れていくかもしれません。これはオーバーに誇張した話ではなく、実際に起こりうる話です。当たり前前のことですが、民間が衰退し一般町民がいなくなれば、役場は存在できません。職員を増やす努力ばかりではなく、まずは一般町民の民間の働き手を増やすことへの手助けもしてください。それでこそ、町長がよく口にする、町民ファースト、町民あっての小値賀町ということだと思います。役場では職場のインターネット環境での情報コミュニケーション技術の活用、いわゆるICTやデジタルによる業務の効率化を図るため、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDX等の職員の業務全般の効率化による人手不足解消を目的に、毎年多額の予算を投入しています。この事業での業務の効率化や人手不足解消の成果は、どうやらどこかに消滅しているようです。最近では若手の職員までが、ほかの市や町と比べて、人手不足で大変と口にします。少し前までは、隣の宇久島と比べていたはずの小値賀町。今は合併で規模が大きくなった市や町を相手に自分たちを比べるようになっていました。最近役場は、何か大切なものを忘れていく感じがします。そして悲しくなります。この島は、合併問題により意見が真っ二つにわかれ、島を愛する気持ちをお互いにぶつけ合い、わずかな差ではありますが、町民の意思で小さい島でも自分の島の舵取りは自分たちでやりたい。身の丈に合った島でいいと決断した島です。そのときできた町民同士の溝は、決して浅いものではありません。今でも悲しい記憶として、町民の心に刻まれています。その当時の、今は亡き山田憲道元町長は、まず真っ先に我が身を削り、行政改革、財政改革、実行し、その厳しい財政状況の中、当時の議員さんたちにいくら叩かれても叩かれても、今からの小値賀を背負う若者の身を削ることだけは勘弁してくださいと必死に守り、戦い、何とかここまでやってきた島です。大変なのは当たり前です。しかし、この話は移住してくれた方や、若い職員、今度入ってくる新人は、知ってはいたとしても、その気持ちはわかりたくてもわかるものではありません。わからなくて当然であり、悪くも

ありません。私が言いたいのは、それを知っている、町長や執行部の皆さんが、日々の業務をこなす中で、あのときのような気持ちのこもった働く姿を見せているかどうかです。その姿を見せているなら、それは必ず次の世代に繋がるはずです。本町の15歳から65歳までの働く世代の人数、生産年齢人口は現在930人くらいと聞いています。そのうち、役場職員が約180、約じゃない189人。働く世代の5人に1人以上が役場関係者です。人口が減り続ける限り、この割合が増えるのは当然のことですが、町民のほとんどの方にも家族や親戚が役場にいる状況では、やはりどうしても役場に対して遠慮してしまい、声の小さな町民の気持ちや意見さえ、簡単には口に出すことをためらってしまう状況であることは言うまでもありません。私も近所、親戚、友人に、役場職員はたくさんいます。だから私にとっても言い難いですし、気持ち悪いです。ですが今の私には、町民の小さな声がしっかり聞こえます。その声が聞こえる限り、私は職員の皆さんに嫌われるのは覚悟の上で、町民の声を届ける義務があります。とはいえ、正職員も非正規職員も町民にとっては貴重な働き手であり、大切な家族であることには、変わりはありません。しかし、せっかく職員になっても、すぐに辞めていく方も少なくないとも聞いています。これも役場の人手不足の要因の1つかも知れませんが、今の役場の問題点をしっかり確認する必要があると感じます。町長の答弁の中で、職員数への考えは伺いましたが、厳しい言い方になりますが、役場の職員は人数がいればいいものではありません。町民への奉仕者であることへの志も必要不可欠です。そして、常に真面目に働き、町民へ尽くしている職員たちが、やる気を失わないためにも、現在行っているような形だけの人事評価で、一律に勤勉手当を支給するのではなく、春朝がうるさいからと、私を悪者にして構いませんので、正しい人事評価、併せて時間外手当などの健全化にも取り組む必要もあると思います。職員を生かすも殺すも、町長とここにいる執行部の皆さん次第です。小値賀町の職員として、過去の様々な困難を乗り越えてきた町長や執行部の皆さんの経験と知識そして小値賀の魂を、惜しみなく全職員に注ぎ込んでください。1人1人の職員をしっかり愛情を持って、時には家族のように叱咤激励し、教育することも公務員としての町民に対する務めだと思えます。あの苦しかった時代に、育てられ、鍛えられ、守られた当時の職員が、今ここにいる町長や執行部の皆さんです。今度は皆さんが、存分にその力を町民や職員に発揮する番です。それが結果的に、役場の人材不足、人手不足の解消にもつながるのではないかと思います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 今、おっしゃられたことは当然だと思っております。しかし、民間の企業といいますか、民間の方に職員を斡旋するというのはなかなか難しい問題で、我々も先ほど言いましたように、人員が不足しておりますので、

それぞれですね、執行部がするのでするばかりではなく、民間も役所も一緒になって、そういうことを考えていくべきで、役場が何でも斡旋する私の言い方が悪いかもしれませんが、なかなか斡旋するの私は難しいと思っておりますけど、その努力はしなければいけないというふうには思っておりますので、これからやっていきたいというふうに思っております。またあの先ほど合併の話も出ましたけども、合併問題で町を二分したのは確かに事実ですが、そのことによって初めて町の将来はどのようにするのかと、町民の皆様が初めて気づいたと思います。そのときに一生懸命町民の皆様が勉強したおかげで、今の小値賀町があると思っておりますので、このことにつきましては、後世にずっと語り継がれていくようなことになろうかと思っております。今、江川議員からいろいろ厳しい質問もありましたけども、我々といたしましても、役場の中で、一生懸命仕事をするので、町民の皆様には評価をしてもらえよという、することで、町民の皆様は役に立っているというふうに私は思っております。また人事評価につきましては、課長会でも言っておりますけども、この人事評価で、この今後は少し今まではどう誰に対しても同じような昇格をさせておりましたけども、人事評価で、その部分については少しずつ変えていこうというふうに考えているところでございます。何がともあれ町民のために働くのが我々の仕事でございますので、その点につきましては厳しい目でいつも見ていただいているということに、感謝をしているところでございます。お答えになったかどうかわかりませんが、以上で終わります。

議長（宮崎良保） 江川議員

7番（江川春朝） なんか最近の役場の業務は、大きい市や町のような内容が多く含まれていて、やっぱり業務内容も、この島、この小値賀合った線引きとかですかよ、ほかの市みたいに同じような業務や計画やいっぱいあったら、元々人足りないのに、それで業務を増えているっても思うんですよ。身の丈に合った町政でいいと思います。行政改革も必要だと思います。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） はい、おっしゃるとおりです。しかしやらなければならない仕事というものは、どの大きい市であっても、小さい町であっても村であっても、やらなければならない業務というのは決まっております、それは必ずやらなければならないということです。それをやらずに、選んでもいいかというところではございませんけども、そのほかで町独自でやる事業につきましては、やっぱり効率化、身の丈に合った事業を展開していかなければならないというふうなことは、皆さんもそういうふうに思っておりますので、やらなければならない事業をしっかりとやって、町で、町だけの単独といいますか、町独自の施策につきましては、皆さんと皆さんと一緒に考えてからやるようにということで、

してやっているところでございます。

議長（宮崎良保） 江川議員

7番（江川春朝） あと若手職員に、愛情を注いでしっかり本当に教育してほしいなと思います。終わります。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） 若手職員につきましては、課長会でも申し上げてるとおり、各担当課長に、自分の仕事も大切ですが、若手を育てるのがまず一番大切なことだというふうに常々言っておりますので、そのことにつきましては、随時推進していくのではないかと考えておりますので、これから先のことは厳しい目で見ていただきたいと思います。

議長（宮崎良保） お疲れでした。

これで、江川春朝議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

— 休憩 午後 8 時 28 分 —
— 再開 午後 8 時 35 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、なお9月12日は、定刻の10時、午前10時から始めたいと思います。

よろしく申し上げます。

お疲れ様でした。

— 午後 8 時 35 分 散会 —